

広報津^{TSU}

- ポルタひさいの再生……………P 2
～久居駅周辺地区のまちづくり～
- J R 名松線の利活用を考える ……P 4
オープンディスカッション
- 市からのお知らせ ……P 6
- まちのできごと ……P12
- みんなの情報掲示板 ……P14
- 市長活動日記・市長コラム ……P16



▼中級水中運動／美里保健センター歩行用温水プール



創立39年の
経験と信頼

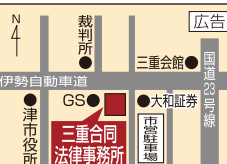
身近な市民の法律事務所

労働・借金・交通事故・離婚・相続は
初回相談30分無料



弁護士
三重弁護士会所属

雄人明基
俊正誠一
坂田藤森
石村福伊
加藤村田



三重合同法律事務所

まずはお電話を！
TEL:059-226-0451

〒514-0033 津市丸之内33-26 城北ビル2F(津地裁前)
＜ホームページ:「三重合同法律事務所」でご検索ください。＞





シロモチくん



ゴーちゃん

ポルタひさいの再生 ～久居駅周辺地区のまちづくり～

本紙では、「ポルタひさい問題」について、これまで3回の特集を組みお知らせしてきましたが、いよいよポルタひさいの再生が始まります。これからの久居駅周辺地区のまちづくりと併せ、津市PRキャラクターのシロモチくんとゴーちゃんが分かりやすく解説します。



ねえねえ、シロモチくん。ポルタひさいが、市の庁舎として活用されるって聞いたんだけど？

そうなんだ。ポルタひさいを久居総合支所や久居保健センター、津南工事事務所として活用することになったんだよ。地域のランドマークで大切な駅ビルだから、庁舎として活用するだけでなく、多くの市民の皆さんが利用する駐車場や駐輪場も市営化し、再生されることになったんだ。

とても難しかったポルタひさい問題もこれで解決するんだね。

そうだね。長期間にわたって解決策を探ってきた難しい問題だったけど、多くの皆さんと一緒にこの問題に向き合ってくれたから解決できたんだ。

ところで、ポルタひさいが市の庁舎として活用されることで、どんなメリットがあるの？



ポルタひさいから
久居駅東口を望む

ポルタひさいを、公共公用施設として活用することで、窓口のワンストップ化が図られるんだ。もちろん市民の皆さんへのサービスが低下することもないんだよ。



久居ふるさと文学館
(久居東鷹跡町)

他にも医療機関などが入っているよ。

すでに民間の医療機関や地域包括支援センターが入居していて、総合支所や保健センターと一緒にすることで、相乗効果も期待できるんだ。

オープンするのはいつごろの予定なの？

平成26年度のオープンを目指して、現在、準備を進めているんだよ。

今から楽しみだね。ところでポルタひさい以外に久居駅東口や久居東鷹跡町でもいろいろなことが計画されているよね。

そうだね。まず久居駅東口には、防災機能を兼ね備えた駅前公園広場や駐車場などを整備する予定なんだ。実際に整備するためには陸上自衛隊久居駐屯地と用地交換が必要なんだけど、今年度は関係機関と協議しながら、基本計画を作成することにしているんだ。

それじゃあ、久居東鷹跡町はどうなるの？

現在の久居庁舎がある場所に久居市民会館に代わる(仮称)久居ホールを建設する予定なんだ。久居東鷹跡町は歴史があり、旧久居市役所もあった場所で、久居ふるさと文学館と連携した文化・交流活動拠点として整備したいと考えているんだよ。

地域の皆さんもこのホールにはとても関心があるみたいなんだけど。

市では、今年度、自治会などの地域の皆さんや文化芸術活動の関係者、専門家の皆さんによる検討委員会を開き、皆さんからの意見を聞きながら基本計画を作成する予定な



久居公民館に併設されている久居市民会館

んだ。

市民の皆さんに親しまれるようなホールができるといいね。でも、総合支所がポルタひさいに移転すると窓口サービスが受けられなくなるんじゃないの？

その心配はないんだよ。ホールに行政サービスコーナーを設置して、住民票などの各種証明書を発行する窓口業務を行うことにしているんだ。また、文化作品の展示や発表の場、住民活動のための施設も併せて整備し、支所の生活課みたいな行政組織もホールに設置する計画なんだ。

いよいよ(仮称)久居ホールの整備が本格化するんだね。みんなで、将来もずっと誇りにできるような素晴らしいホールにしてくちゃね。



JR名松線の利活用を考える オープンディスカッション

乗った?乗りたい?乗ってみよう!名松線

参加
無料

第

1

回

7月30日 火 13時~16時

八幡地域住民センター大会議室(JR名松線伊勢奥津駅隣)

※公共交通機関を利用してお越しください。現在、JR名松線の
家城駅ー伊勢奥津駅の間はバスによる代行輸送を行っています。

問い合わせ 名松線復旧推進室 ☎272-8081 FAX 272-1119

J R名松線の全線復旧後、どのように利用すべきか、地域の活性につなげるにはどうすればよいかなど、自由に意見やアイデアをワイワイガヤガヤ、楽しく、気楽にしゃべれる意見交換の場を設けます。

このディスカッションは、愛知工業大学の伊豆原浩二教授をコーディネーターに、全3回開催します。オープンディスカッションの結果は今後の名松線の活性化、さらには地域の活性化につなげます。

多数の皆さんの参加をお待ちしています。

- どなたでも自由に参加可能。
- 当日参加も可能ですが、会場準備の都合によりあらかじめ参加を希望する人は、7月19日(金)までに、電話(☎272-8081)またはファクス(FAX 272-1119)で名前・電話番号・参加人数のご連絡をお待ちしています。
- ディスカッションの結果などはケーブルテレビ津市行政情報番組や津市ホームページ、広報津でお知らせします。

今後の予定

詳しくは、後日お知らせします。

第

2

回

9月28日 土

一志農村環境改善センター

第

3

回

11月30日 土

松阪市産業振興センター

景観を 守り 育て 次世代へ引き継いでいくために

津市が景観行政団体に

問い合わせ 都市政策課
☎229-3290 FAX 229-3336



詳しくは、津市ホームページをご覧ください。

HP 津市景観

検索

市内には、山や川、海といった自然景観や、農村集落を含む田園景観が広がり、歴史的なまち並みも市内各所に残っています。一方で、商業や工業、文教施設や住宅などが集まる市街地景観も見られます。

これらの景観は私たちの生活が積み重なり、形となって現れたものです。市民の大切な資産でもあるこの景観を守り、育て、次世代へ引き継いでいくため、津市は今年7月1日から景観行政団体になりました。

7月1日
スタート

地域の高齢者の見守り活動を始めます

津市生活・介護支援サポーター

問い合わせ 高齢福祉課
☎229-3156 FAX229-3334

高齢者への生活介護支援サービスを行うための担い手として養成された「津市生活・介護支援サポーター」が、高齢者の希望に応じて安否確認（声掛け）や話し相手、簡単な相談など地域の見守り活動を行います。

在宅のひとり暮らしの高齢者等が地域で安心して生活できるよう、住民自身による支え合いにより、介護保険では埋められない身近なニーズに対応します。

オレンジの
ベストが目印

生活・介護支援サポーターとは

地域包括支援センターが中心となって行う養成講座を修了し、住んでいる地域の地域包括支援センターにサポーターとして登録している人が「津市生活・介護支援サポーター」です。サポーターは、地域の皆さんの善意による活動です。

支援を受けられる人は

65歳以上の在宅でひとり暮らしの高齢者等
※介護認定を受けている必要はありません。

こんな支援をします

- 声掛けなどによる安否確認
- 新聞・郵便物や、洗濯物などの確認
- 話し相手や簡単な相談

利用料と利用回数

- この事業は、サポーターの善意により行われますので、原則として利用料はかかりません。
- サポーターによる見守り活動は昼間で、その回

数は地域包括支援センターが調整します。

申し込み

住んでいる地域の地域包括支援センターに利用申請書を提出してください。申し込みは、随時受け付けています。

申し込み後、地域包括支援センターの職員が自宅へ伺い、後日、利用者登録書をお送りします。

詳しくは、下記の各地域包括支援センターへ相談してください。

センター名	担当地域	電話番号
津市地域 包括支援センター	津地域 (西橋内一部)	☎229-3294
津久居地域 包括支援センター	久居地域	☎254-4165
津北部東地域 包括支援センター	河芸地域・津地域 (一身田)	☎245-6666
津北部西地域 包括支援センター	芸濃地域・安濃地域・ 津地域(豊里)	☎267-1125
津中部北地域 包括支援センター	津地域 (橋北・東橋内)	☎213-3181
津中部東地域 包括支援センター	津地域 (橋南・南が丘)	☎213-8115
津中部西地域 包括支援センター	美里地域・津地域 (西郊・西橋内一部)	☎237-2018
津中部南地域 包括支援センター	香良洲地域・津地域 (南郊)	☎238-6511
津一志地域 包括支援センター	一志地域・白山地域・ 美杉地域	☎262-7295

■景観行政団体とは

景観行政団体は、地域の特色ある景観を守り、さらに魅力ある景観を育てるために景観行政を推進していく地方公共団体のことです。景観計画を策定するなど、景観法のさまざまな制度を活用した景観誘導を行うことができます。

また、景観行政団体になったことに伴い、市内で大規模な建築や開発など、景観に影響を与えると考えられる行為を行う場合は、事前協議が必要になります。

なお、景観法に基づく届出の提出先は、三重県知事から津市長へと変わります。

募集 パブリックコメント

津市景観計画(案) 津市景観条例(改正案)

募集期間

7月10日(水)～8月8日(木)

景観行政団体として津市の景観特性に合った景観誘導を行うため、「津市景観計画」を作成し、計画を運用するために津市景観条例の改正を行います。そこで、津市景観計画(案)と津市景観条例(改正案)に対するパブリックコメントを募集します。

閲覧場所 都市政策課、総務課
情報公開室、各総合支所地域振興課、津市ホームページ

提出場所 直接または郵送、ファクス、Eメールで都市政策課
(〒514-8611 住所不要、☎229-3177@city.tsu.lg.jp)へ

景観計画とは

景観行政団体が景観に関する事業を進めるに当たって、その具体的な内容について定める計画のことです。主に次のような内容を定めます。

- 景観計画の対象となる区域
- 良好な景観を形成していくための方針
- 建築等の行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針など

お知らせ

外国人住民の皆さんの住基ネット運用開始

市民課

☎229-3144 FAX221-1173

7月8日(月)から外国人住民の皆さんの住基ネット(住民基本台帳ネットワークシステム)の運用が始まります。それに伴い、世帯ごとに「住民票コード通知票」を郵送しますので、大切に保管してください。

住基ネット運用開始によってできるようになること

- 広域住民票の取得
- 住民基本台帳カードの取得(通称が記載されます)
- 電子証明書の取得

※住基ネットの詳しい改正内容は、総務省ホームページをご覧ください。

災害に遭った場合に市税を減免

市民税課

☎229-3130 FAX229-3331

資産税課

☎229-3132 FAX229-3331

地震や風水害、火災などの災害で被災した場合に、災害発生日以後に納期限となる市税が減免される制度があります。減免を受ける場合は、納期限の7日前までに「減免申請書」と「り災証明書」を提出してください。

内 容 被災の程度に応じた割合で減免

対 象

市・県民税

- 災害により、本人(同居の親族を含む)が所有する家屋または家財について生じた損害金額(保険金、損害賠償金などにより補てんされた金額を除く)が、価格の3割以上であると認められる場合
- 災害により死亡した場合など

固定資産税・都市計画税

- 災害により、面積の2割以上が地形を変じた土地
- 全壊、半壊または床上浸水による損害金額が、価格の2割以上であると認められる家屋と償却資産

イベント

三重短期大学オープンキャンパス

三重短期大学学生部

☎232-2341 FAX232-9647

ミニ講義・実験・実習やキャンパスツアー、個別相談会などを通じ、三重短期大学の魅力を紹介します。

法経科第2部では、一般学生から社会人、主婦まで幅広い人たちが学んでいます。高校生だけでなく働きながら学びたい人、時間に余裕があつて、もう一度学びたい人など、ぜひご参加ください。

と き いずれも13時～16時

- 7月31日(水)
法経科第1部・第2部
- 8月1日(木)
生活科学科食物栄養学専攻
- 8月2日(金)
生活科学科生活科学専攻

募 集

河芸レクリエーション農園

河芸総合支所地域振興課

☎244-1706 FAX244-1714

土と親しみ、収穫の喜びを味わいませんか。

利用期間 来年3月31日まで(以後も継続更新可能)

募集区画 抽選1区画

と ころ 河芸町久知野1150-1

面 積 60㎡

費 用 年額3,600円

申し込み 河芸総合支所地域振興課へ

締め切り 7月10日(水)

気分爽快！ ペアボート試乗会

競艇事業課

☎224-5106 FAX224-9944

ボートレーサーと2人乗りボートで水上を疾走しませんか。

とき・定員・費用

とき(荒天中止)	定員(抽選)	費用
7月27日(土) 14:00～	48人	無料
8月13日(火)・14日(水) 16:40～	各12人	100円 (入場料)

と ころ 津市モーターボート競走場

対 象 中学生～70歳の人 ※未成年者は保護者の同意が必要

申し込み はがきに「ペアボート参加申し込み」と明記し、郵便番号、住所、氏名、電話番号、第3希望までの参加希望日を競艇事業課(〒514-0815 藤方637)へ。レース開催日・場外発売日のみ、津市モーターボート競走場1階案内所でも申し込みできます。

申込期間 7月4日(木)～15日(月) 必着



平成25年10月1日採用予定 三重短期大学専任教員募集

三重短期大学大学総務課

☎232-2341 FAX232-9647

採用職 教育学の教授、准教授または講師

対 象 大学院修士課程(博士課程前期)修了もしくはそれと同等以上の研究上の業績を有するなどの条件を満たす人

定 員 1人

申し込み 三重短期大学大学総務課へ

締め切り 7月22日(月)17時

健康づくり推進員による 元気づくり集会

白山保健センター
 ☎262-7294 FAX262-6520

健康づくり推進員と一緒にヨガ
 で楽しく健康づくりをしましょう。

と き 7月25日(木)10時～11
 時30分

ところ 白山保健福祉センター
 2階

講 師 堀口富美子さん

定 員 先着50人

持ち物 ヨガマット(なければバ
 スタオルでも可)、飲み物、タ
 オール、運動しやすい服装

申し込み 白山保健センターへ

申込開始日 7月8日(月)

津市任期付職員

人事課
 ☎229-3106 FAX229-3347
 教委教育総務課
 ☎229-3292 FAX229-3332

募集職種・申込先

募集職種	申込先
事務職、保育士、 保健師	人事課
幼稚園教諭	教委教育総務課

任用期間 育児休業を取得する
 職員の育児休業期間内(3年以
 内) ※平成25年10月1日に

採用候補者名簿に記載し、職
 員の育児休業の取得状況に応
 じて採用する予定です。

職務内容・勤務条件等 原則と
 して正規職員と同様

給 与 条例等に基づき、給料、
 通勤手当、期末手当、勤勉手
 当などを支給

受付期間 7月1日(月)～19日
 (金)

申し込み方法、受験資格、採
 用予定人数など詳しくは、津市
 ホームページまたは人事課、教
 委教育総務課、各総合支所地域
 振興課などで配布する受験案内
 をご覧ください。

子ども

夏休み 子どもポスター作り教室

敬和公民館
 ☎・FAX225-2325

交通安全・非行防止・人権問
 題など、それぞれの課題に応じ
 たポスターを製作します。

と き 7月20日(土)9時～12時

ところ 敬和公民館

対 象 小学3～6年生

定 員 抽選30人

持ち物 画用紙などの画材

申し込み 電話またはファクス
 で講座名、住所、氏名、学校
 名、学年、電話番号を敬和公
 民館へ

締め切り 7月17日(水)

子ども料理体験教室(夏編)

こども総合支援室
 ☎229-3284 FAX229-3334

自分の五感
 を使って、旬
 の食材を取り
 入れた料理を
 作り、生活の知恵を育むための
 教室です。



と き 7月21日(日)10時～13時

ところ 中央保健センター栄養
 指導室

内 容 夏野菜のドライカレー、
 すいかのフルーツポンチ ※
 当日の献立や教室の様子を「元
 気っ津」ホームページへ掲載し
 ます。

講 師 食育サポーター

対 象 市内に在住の小学3～
 6年生

定 員 先着16人(初めての人
 優先)

費 用 1,000円

申し込み 電話でこども総合支
 援室へ

申込期間 7月8日(月)～12日(金)

開設61周年記念 GIつつじ賞王座決定戦

7月13日 土
 ～18日 木

期間中はイベントが盛りだく
 さん。ぜひ、お越しください。
入場料 100円(子どもは無料)

13日 土 14日 日

入場者のお子さんに
お菓子をプレゼント(先着200人)

14日 日 15日 月

松阪肉などがあたる!
61周年記念舟券購入キャンペーン!



山崎悌史さん

15日 月

三重テレビ公開収録
ツッキーだよ! のど自慢大会
 ゲスト 歌手 **山崎悌史さん**

17日 水

**A指定席ご利用の皆さんに
 記念クオカードをプレゼント**

問い合わせ 競艇事業課 ☎224-5106 FAX224-9944

子ども

親子そば打ち体験

倭公民館

☎・FAX 262-0485



地元産の「倭そば粉」を使って、水回しから試食まで、家族で楽しい体験ができます。

とき 7月27日(土)10時～13時

ところ 倭公民館

対象 小・中学生と保護者

定員 先着10組(1組5人まで)

費用 1組5食分1,500円

申し込み 往復はがきに講座名、住所、参加者全員の氏名、電話番号、学年を記入し倭公民館(〒515-2622 白山町中ノ村581)へ

申込期間 7月8日(月)～23日(火)必着 ※7月8日消印分から有効

夏休み親子パン教室

白塚公民館

☎・FAX 232-3043

とき 7月30日(火)9時30分～11時30分

ところ 白塚公民館実習室

対象 小学生と保護者

定員 抽選10組(初めての人優先)

費用 受講料300円、材料費1,000円

申し込み 往復はがきに講座名、住所、参加者全員の氏名、電話番号、学年を記入し白塚公民館(〒514-0101 白塚町5205)へ

締め切り 7月17日(水)

夏休み親子水道教室

水道総務課

☎237-5811 FAX 237-1210

施設の見学や実験などで、水道水のできるまでを学んでみよう。

とき 7月30日(火)10時～15時30分(雨天決行)

ところ 片田浄水場ほか

対象 市内に在住の小学4年生と保護者

定員 抽選25組(50人)

費用 1組500円

申し込み はがきに住所、児童と保護者の氏名(ふりがな)、電話番号、学校名を記入し、水道総務課(〒514-0073 殿村5)へ

締め切り 7月18日(木)必着



夏休み子ども木工教室

林業振興課

☎262-7025 FAX 264-1000



とき 8月18日(日)10時～15時

ところ 美杉の家建設木材加工処理施設(道の駅「美杉」西)

持ち物 弁当、飲み物、タオル、帽子、レジャーシート、健康保険証

対象 市内に在住・在学の小学生と保護者

定員 抽選20組(1組3人以内)

費用 1組500円(材料費と保険料を含む)

申し込み はがきまたはファクス、Eメールで住所、参加者全員の氏名、電話番号、学校名、学年、希望する木工品目(本立て・プランター・椅子のいずれか1つ)を林業振興室(〒515-2603 白山町川口892、☎262-7025@city.tsu.lg.jp)へ

締め切り 7月22日(月)必着

ー身田寺内町でタイムトリップ!

歴史まるごと体験塾

8月6日(火)13:30
～8日(木)15:00

2泊3日 抽選50人

400年以上もの歴史があるといわれている一身田寺内町で歴史や文化に触れ、さまざまな手作り体験・食体験などを楽しみましょう。

宿泊場所 高田本山専修寺宿坊

内容 昔の遊び体験、寺内町散策、和菓子・こんにゃく作り体験、寺内町調べ活動など

対象 小学5・6年生



費用 9,000円

申し込み はがきまたはファクス、Eメールで住所、氏名、電話番号、学校名、学年、保護者名を教委生涯学習課(〒514-8611 住所不要、☎229-3248@city.tsu.lg.jp)へ ※1人1通有効

締め切り 7月19日(金)必着

問い合わせ 教委生涯学習課 ☎229-3251 FAX 229-3257

ふれあい英語体験講座 ～Let's enjoy English!～

中央公民館

☎228-2618 FAX 229-5150

市内の小・中学校で英語を指導しているALT(外国語指導助手)と、夏休みを利用して歌やゲーム、おしゃべりをしながら楽しく英語に触れてみませんか。

とき・ところ

8月20日(火)・22日(木)

津コース 10時～11時30分、
橋北公民館

久居コース 14時～15時30分、
ポルタひさいふれあいセンター

対象 市内に在住・在学の小学生

定員 抽選各コース25人(初めての人が優先)

申し込み 往復はがきに希望コース名、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、学校名、学年を記

入し、中央公民館(〒514-0036 丸之内養正町1-1)へ ※往復はがき1枚につき1人1コース有効

締め切り 8月8日(木)必着

防災こども教室

防災室

☎229-3104 FAX 223-6247

実習を通して、防災対策に気軽に楽しく取り組める内容です。ぜひご参加ください。

とき 8月26日(月)9時～16時 ※雨天決行、ただし警報発表時などは中止

ところ 津市青少年野外活動センター(神戸) ※現地集合・解散

内容 防災学習、非常食体験、地震体験、煙体験、消火体験、応急手当など

対象 市内に在住の小学4～6年生とその保護者(1組2人)

定員 抽選25組(50人)

費用 1組500円

申し込み 直接または、はがき、ファクス、Eメールで住所、児童と保護者の氏名、電話番号、学校名、学年を防災室(〒514-8611 住所不要、✉229-3104@city.tsu.lg.jp)へ

締め切り 7月22日(月)



市民活動紹介

みんなであつながる

南が丘地区自治会連合会

南が丘「ふれあいまつり」実行委員会

～子どもたちに故郷を 子どもたちに思い出を～

「子どもたちが、将来南が丘から巣立ち、遠く離れた土地で暮らすことになっても、故郷のまつりとして毎年夏になるたびに思い出し、その日には故郷に帰りたくなるような、そんなまつりになればと始めました」と話す松田隆雄自治会長。地元の自治会だけでなく、小・中学校やPTA、南が丘地域教育委員会、地区社会福祉協議会など地域全体で盛り上がる南が丘「ふれあいまつり」も今年で9回目を迎え、昨年は4,000人をを超える皆さんがまつりを楽しみました。

まつりを楽しんで南が丘を巣立っていった子どもたちが大きくなり、現在の南が丘の子どもたちのために、まつりを盛り上げる — そんなつながりも生まれています。

問い合わせ 対話連携推進室

☎229-3110 FAX 229-3366



昨年のふれあいまつりで行われた「けん玉おどり」

●主な内容

- 幅広い年代が発表するステージ
- スーパーボールすくいなどのゲーム
- PTAが運営する模擬店
- 津工業高校の生徒(南が丘小学校卒業生)によるミニSL

●問い合わせ

南が丘「ふれあいまつり」実行委員会(南が丘小学校内) ☎229-2761

7月15日～8月15日は

平和を考える月間

問い合わせ 人権課 ☎229-3165 FAX 229-3366

戦争の悲惨さと平和の尊さを考えてもらおうと、市ではさまざまな行事を開催します。

■平和を考える市民のつどい(無料)

と き 8月3日(土)13時30分～15時15分(13時開場)

ところ 津リージョンプラザお城ホール

内 容 アニメーション映画「うしろの正面だあれ」



©海老名香葉子・「うしろの正面だあれ」製作委員会

うしろの正面だあれ

太平洋戦争末期の東京大空襲で、家族のほとんどを一瞬で失った戦争の悲話を通じて、家族の温かさと平和の尊さを伝える作品です(約90分)。

定 員 600人(整理券は発行しません)

※当日、アンケート協力者に粗品をプレゼント

■原爆パネル展

地域	とき	ところ
津	8月2日(金)～4日(日) 来年2月15日(土)	津リージョンプラザ
久 居	8月8日(木)～12日(月) 8月15日(木)～21日(火)	久居ふるさと文学館 久居公民館
河 芸	8月1日(木)～15日(木) 12月4日(火)～10日(火)	河芸公民館
芸 濃	8月1日(木)～15日(木)	芸濃総合文化センター 市芸濃庁舎
美 里	8月1日(木)～5日(月) 8月6日(火)～15日(木)	美里社会福祉センター 美里文化センター
安 濃	8月10日(土)～16日(金) 10月26日(土)～31日(木)	安濃中公民館
香良洲	8月7日(火)～9日(金) 8月12日(月)～14日(水)	サンデルタ香良洲 市香良洲庁舎
一 志	8月1日(木)～7日(水) 8月9日(金)～15日(木)	波瀬ふれあい会館 市一志庁舎
白 山	8月1日(木)～9日(金) 来年2月22日(土)	白山市民会館
美 杉	8月20日(火)～26日(月) 8月27日(火)～30日(金)	美杉総合開発センター 美杉人権センター

●津平和のための戦争展

と き 8月2日(金)～4日(日)9時～17時(4日は16時30分まで)

ところ 津リージョンプラザ生活文化情報センター

内 容 津市での空襲時や戦時下の生活に関する資料展示

入場料 無料

問い合わせ 津平和のための戦争展実行委員会
(☎228-9618)

●平和のための音楽会

と き 8月4日(日)14時～16時

ところ 津リージョンプラザお城ホール

内 容 ピアノ独奏、ソプラノ・バリトン独唱、器楽アンサンブル、児童合唱、戦時下の一女性の生涯のお話など

入場料 協力金500円

問い合わせ 平和のための音楽会実行委員会(☎230-1761)

その命を救えるのはあなたです

普通・上級救命講習

参加者募集

けが人や急病人が発生した場合、その場に居合わせた人(バイスタンダー)が応急手当を速やかに行えば、救命効果が向上します。実際の救急現場でも、バイスタンダーが応急手当を行って救急隊に引き継ぎ、尊い命が救われた事例があります。

突然の事故や急病人などに遭遇したときは、119番通報するとともに、適切な応急手当が必要です。このようなときに適切に対応できるよう、消防本部では、応急手当の知識と技術を身に付けるための講習会を開催しています。

定期的に再受講を

過去に受講した人も、応急手当の知識と技術を忘れることなく維持向上するために、2年から3年に一度程度、定期的に再受講することをお勧めします。

	とき	ところ	申込先など
普通救命講習Ⅰ	奇数月第2日曜 13:00～16:00	中消防署 ☎226-2580	開催日の前日までに各消防署へ
	奇数月第4日曜 13:00～16:00	白山消防署 ☎262-1044	
	偶数月第2日曜 13:00～16:00	久居消防署 ☎254-1111	
	偶数月第4日曜 13:00～16:00	北消防署 ☎232-3092	
上級救命講習	9月15日(日) 9:00～18:00	中消防署	「広報津」でお知らせする申込期間に救急課(☎254-1603)へ
	12月15日(日) 9:00～18:00	久居消防署	
	来年3月9日(日) 9:00～18:00	白山消防署	

問い合わせ 救急課 ☎254-1603 FAX 256-7755

あなたの身近な 相談相手

民生委員・児童委員

問い合わせ 福祉政策課
☎229-3283 FAX 229-3334

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域の福祉を担うボランティアで、児童福祉法に定める児童委員も兼ねています。また、民生委員・児童委員の中には、児童福祉に関する支援を専門に担当する主任児童委員がいます。現在、市内では、550人(定数)の民生委員・児童委員と43人(定数)の主任児童委員が活動しています。



民生委員・児童委員の任期は3年です。11月30日に任期満了となるため、今年は一斉改選が行われます。

民生委員・児童委員の主な活動

民生委員・児童委員は、地域で常に住民の立場に立って相談や援助を行い、社会福祉の増進に努めています。

- 福祉のことで困っている人の把握
- 住民福祉の増進を図るための活動や福祉に関する悩み・心配ごとの相談、助言
- 福祉サービス利用の情報提供と援助
- 市役所や社会福祉施設など関係機関との連携、支援
- 保護を必要とする児童、妊産婦、一人親家庭などの発見と抱える問題の把握

主任児童委員の主な活動

主任児童委員は地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、相談や支援などを行っています。

- 児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員と

の連絡調整

- 子育てを行うための啓発活動
- 区域を担当する児童委員の活動に対する援助や協力

民生委員児童委員協議会の主な活動

民生委員・児童委員が所属する民生委員児童委員協議会は市内21地区にあり、次のような活動をしています。

- 委員同士の連携・協力や情報交換のための定例会
- 福祉制度の理解を深めるための研修会
- 児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉の専門部会活動
- 子育てサロンや防犯パトロール、子どもや高齢者とのふれあい事業、認知症予防教室など各地区民生委員児童委員協議会独自の福祉サービスの提供



プライバシーを守ります

民生委員・児童委員には「守秘義務」があり、業務の中で得た個人情報や秘密は他に漏れることはありません。個人の秘密は固く守られていますので、福祉に関する悩みや心配事は、ぜひご相談ください。

お住まいの地区を担当する民生委員・児童委員の名前・連絡先を知りたいときは、福祉政策課または各総合支所市民福祉課(福祉課)へお問い合わせください。

7月は社会を明るくする運動強調月間

問い合わせ 福祉政策課
☎229-3283 FAX 229-3334

7月1日の「更生保護の日」から1カ月間は「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」強調月間です。国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を

築くための全国的な運動で、市内各地でも啓発活動などの運動を展開します。

皆さんが、それぞれの立場で地域を考え、できることから地域活動に参加してください。安全で安心して暮らせる明るい地域社会を築くため、ご理解とご協力をお願いします。

行動目標

- 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう

まちの できごと

Events of the city



美杉で森林セラピーウォークを満喫！▶5/18

県内の約70人の皆さんが津市森林セラピー基地「日神西浦コース」を訪れ、約10キロのコースを歩きました。心地よい山風に吹かれながら、大小さまざまな滝を見たり、木漏れ日の中を歩いたり、癒やしの一日を過ごしました。

地域の歴史を学んだよ▶5/20



村主小学校3年生の児童を対象に、安濃地域の歴史や文化を学ぶ校外学習が行われました。子どもたちは、孝女登勢の墓などを訪れ、講師として招かれた安濃ガイド会「草陰」の皆さんの説明を、熱心に聞いていました。

山野草の魅力を堪能▶4/28・29



久居公民館で久居文化協会盆栽部による山野草展が開催されました。販売コーナーでは、訪れた人たちが、所狭しと並ぶ販売用作品の数々に見入っていました。



バスに夢を▶5/7



芸濃小学校で、芸濃地域の幼稚園児と小学生が参加し、路線バスのペイントが行われました。子どもたちは、いつも使っている小さな画用紙とは違う大きな車体をキャンバスに、将来の夢や大切な家族の絵を、楽しんで描いていました。

はやく大きくなってね ▶ 5/17



雲出川漁業協同組合一志支部が、大井小学校の子どもたちを招き、雲出川でアユの稚魚を放流しました。バケツから放たれた稚魚が元気いっぱい泳いでいく姿を、子どもたちは笑顔で見守りました。

アマゴつかみで交流体験 ▶ 5/14



長野小学校の全校児童と辰水小学校・高宮小学校の新入児童が、細野川でアマゴつかみをしました。子どもたちは、この体験を通して、友達を思いやる気持ちや自然の大切さを感じ取っていました。

晴天の中 大盛況 ▶ 5/26



「ふれあいのかおり2013渚のフェスティバル」が、香良洲公園で行われました。潮干狩りや海岸清掃の他、アサリ貝汁の振る舞い、特産品の販売、ステージショーなどがあり、市内外から訪れた大勢の皆さんが海辺のイベントを楽しみました。

横断歩道は手を挙げて ▶ 6/3



一身田小学校で、交通安全教室がありました。参加した1・2年生の児童は、市内の小・中学校などで交通安全指導を行う津市交通教育プロバイダに教わったとおりに、きちんと安全を確かめて横断歩道を渡る練習をしました。

よさこい踊りで交流を深める ▶ 5/12



「情熱よさこい祭inしらさぎ～東西踊り合戦～」が白山総合文化センターで開催されました。県内外から参加した多数のチームが「東軍」と「西軍」に分かれて、白熱したよさこい踊り合戦を繰り広げ、全力を出し切っていました。

みんなの 情報掲示板

お知らせ

■ 野焼きの飛び火にご注意を

耕作地やあぜなどの野焼きの火が鉄道用地に飛び火し、列車の運転を見合わせるトラブルが起きています。野焼きをするときは、最寄りの消防署へ連絡し、常に消火用水などを準備して火をしっかりと監視しましょう。隣地に燃え広がることのないよう火気の管理を厳重にお願いします。

問 JR東海テレフォンセンター (☎050-3772-3910)、近鉄津駅 (☎228-2462)

イベント

■ いなば園納涼大会(無料)

模擬店や踊りを通じて園生と交流を深めませんか。

日 7月27日(土)18時～20時 ※雨天中止 場 県いなば園(稲葉町) ※当日のボランティアも募集しています。7月12日(金)までに同園へ

問 同園(☎252-1780)

■ 三重県農林漁業 就業・就職フェア2013夏

日 7月20日(土)10時30分～15時受け付け ※事前申し込み不要 場 県文化会館第1・2ギャラリー(県総合文化センター内) 対 県内の農林漁業に就業・就職を考えている人

問 三重県農林水産支援センター (☎0598-48-1228)

■ 福祉・介護・看護の就職フェア

日 8月3日(土)13時～16時 場 三重県社会福祉会館(桜橋二丁目) 対 福祉・介護・看護の仕事を探している人

問 三重県社会福祉協議会三重県福祉人材センター(☎227-5160)



■ 津市民スポレク祭出演・ 出展団体説明会

11月30日(土)開催の津市民スポレク祭に、出演・出展を希望する団体に説明会を開催します。

日 7月28日(日)19時～ 場 久居体育館会議室

申 7月25日(木)までに津市スポーツ・レクリエーション協会事務局(スポーツ振興課内、☎229-3254)へ



昨年の津市民スポレク祭

募集

■ 津市シルバー人材センター 入会説明会

日 ① 7月10日(水)② 7月17日(水)いずれも13時～14時30分

場 ① 同センター本部(三重町津興)② 久居総合福祉会館

問 ① 同センター本部(☎224-4123)② 同センター久居支部(☎256-2208)

■ 津市民サイクリング

日 7月28日(日)9時～15時30分

場 久居体育館～松阪農業公園ヘルファーム 費 1,000円 ※小学生以下は保護者同伴

申 7月15日(月・祝)までに所定の用紙に記入し、郵送またはファクスで津市民サイクリング担当(〒514-1118 久居新町741 サカグチサイクル内、FAX 255-2730)へ

問 同担当(☎090-4791-6252)

終日通行止め 栗真町屋地区の堤防道路

通行止め期間 ▶ 平成25年8月末ごろ～平成28年3月ごろ(予定)
詳しい日程は、決まり次第現地付近の看板でお知らせします

栗真町屋地区の海岸堤防は、建設から約半世紀が経過しています。ひび割れなど堤防の老朽化が著しく、液状化対策を含めた抜本的な高潮対策が必要なため、昨年度末から海岸堤防の改良工事を行っ

ています。

今年8月末ごろからは堤防を一旦撤去して改良工事を行いますので、工事期間中は堤防道路が通れなくなります。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 国土交通省津松阪港事務所 ☎213-3880
または市事業調整室 ☎229-3134



■ 津市民親睦テニス大会

日 9月8日(日) ※雨天の場合
9月15日(日) 場 フットパーク
美杉テニスコート 内 男子・女子・
混合ダブルス 対 市内に在住で、満60歳以上の男性と満50歳以上の女性 定 先 40人 費
500円(当日に徴収)

申 7月22日(月)～8月3日(土)
に郵送またはファクスで住所、
氏名、年齢、性別、電話番号を
記入し、津シニアテニス連盟担当
(〒514-0071 分部1153、FAX237-
0618)へ

問 同担当(☎237-0618)

■ サンセットクルージング

日 9月15日(日)・28日(土)15時
30分～18時45分 場 伊勢湾海
洋スポーツセンター 定 各8人
※中学生以下は保護者同伴 費
2,000円(保険料、お茶代含む)

申 所定の用紙に記入し、直接ま
たは郵送、ファクスで同セン
ター(〒514-0803 津興370、FAX
226-0556)へ

問 同センター(☎226-0525)



■ 自衛官・学生

防衛省では、平成26年春採用
の自衛官(航空学生、一般曹候補
生、自衛官候補生)と学生(防衛
大学校、防衛医科大学校医学
科・看護学科)を募集します。

問 自衛隊三重地方協力本部津募
集案内所(☎224-4324) ※詳
しくは同本部ホームページをご
覧ください。

■ 鈴鹿高専ものづくり体験教室

鈴鹿工業高等専門学校への入
学を目指す人、ものづくりが好き
な人など、ぜひご参加ください。

日 8月5日(月)～22日(木) 場
同学校(鈴鹿市) 内 機械工学、電
気の実験教室、電子工作、化学
実験など 対 主に小・中学生 費
無料(保険料が別途必要)

問 同学校(☎059-368-1717)

※日時や申し込み方法など、詳
しくは同学校ホームページをご
覧ください。

■ 三重大学夏休みものづくり・ 体験セミナー(無料)

日 8月6日(火)～22日(木) ※
開催日や内容など詳しくはお問
い合わせいただくか、同大学
ホームページをご覧ください。

場 三重大学工学部(栗真町屋町)
内 ものづくりを通して、機械など
のものの原理や機構などを学ぶ
対 主に中学生 定 抽 30人程度

申 7月16日(火)までに同学部担
当(☎090-2778-5260)へ

■ 夏休み工作教室

日 8月3日(土)13時～16時 場
津センターパレス地下1階市民
オープンステージ 内 竹細工の
生き物、万華鏡、牛乳パックの
ペン立てほか 対 小学生(保護者
同伴) 定 各教室30人 費 各500
円(材料代含む)

申 7月8日(月)～31日(水)に、津
市NPOサ
ポートセン
ター(☎227
-5200)へ



■ 盲学校公開講座(無料)

日 8月29日(木)14時～16時 場
県立盲学校(高茶屋四丁目) 内
パネルディスカッション形式で
視覚障がい児の子育てを保護者
が語る 定 先 30人

申 7月8日(月)～19日(金)に氏

名、電話番号をファクスで同学
校(FAX234-2189)へ

問 同学校(☎234-2249)

健康

8月8日は

はり・きゅう・マッサージの日

はり・きゅう・マッサージの
施術を無料で受けてみませんか。

日 8月8日(木)13時～15時 場
津市ふれあい会館2階 内 有資
格者による施術、施術内容や施
術所に関する相談 ※予約不要

問 津鍼灸マッサージ師会(☎225
-2756)

無料相談コーナー

津市一日合同相談(秘密厳守)

日 7月23日(火)10時～12時、
13時～16時(受け付けは9時45
分～15時30分) 場 津リージョ
ンプラザ2階健康教室 内 弁護
士、税理士、司法書士、行政書
士、土地家屋調査士、社会保険
労務士、行政相談委員(市政相談
員)、消費生活相談員などによる
相談 ※弁護士による相談(1人
30分以内、定 先 20人)は7月9日
(火)8時30分から電話で対話連
携推進室(☎229-3105)へ申し
込んでください。

問 同室(☎229-3105)

法的な困りごとは法テラスへ

日 平日9時～21時、土曜日9時
～17時 ※祝・休日、年末年始
は除く 内 法的トラブルの解決
に役立つ法制度や相談窓口の情
報の提供

問 法テラスコールセンター(法的
トラブル…☎

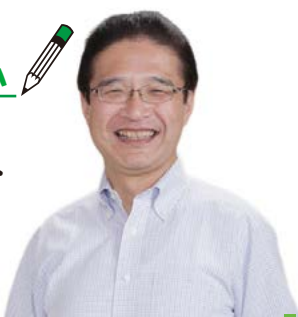
0570-078374、
犯罪被害者相
談…☎0570-
079714)



市長コラム

4大プロジェクト 進行中

津市長 前葉泰幸



平成の大合併により10の市町村が新「津市」としてスタートして7年半が経過しました。合併10年後までの完成を目指す4つの大きな事業は地元の皆様のご協力により着実に進行し、いよいよこの夏から槌音が響き始めます。

津インター近くに建設する(仮称)津市産業・スポーツセンターは、南側に拡張する駐車場の整備と、北側からの進入道路の4車線化に着手します。来年には本体工事に入り、平成28年4月の供用開始を目指します。

新しい最終処分場は、美杉町下之川で建設工事が始まります。第1期分は平成27年度中に完成し、9万㎡

の不燃物の埋め立てが可能となります。埋め立て前の中間処理を行うリサイクルセンターも片田田中町に建設し、ゴミを資源化します。破碎、選別、圧縮梱包の行程を経て、資源化できないもの(破碎後の陶磁器、ガラス・鏡、化粧品や消毒用の瓶など)だけが最終処分場に運搬されることとなります。

新斎場の工事も急ピッチで進みます。現斎場に隣接する半田の地に緑に囲まれた火葬・待合棟と葬儀棟を建設し、平成27年1月から使えるようにします。

J R名松線家城・伊勢奥津間の復旧工事については、治山事業を担当する三重県とともに、津市は水路整備による治水対策を進めています。平成28年春の再開通を目指し、J R東海に軌道施設の復旧工事の進捗を図っていただきます。

これら4つのプロジェクトの事業費の合計は300億円を超えますが、合併特例債の活用により健全な財政を維持しつつ資金を確保することができます。老朽化した津市体育館、津市民プール、三重武道館や津・久居・香良洲の斎場、また、3年後には閉鎖となる白銀埋立処分場に代わる施設を作ること、未来への責任です。しっかりと進めてまいります。

「TV版市長コラム」では、前葉市長がこのテーマを語ります

HP 津市長コラム

検索

市長活動日記から

■甲良町「在土藤まつり2013」(滋賀県甲良町)…5月5日



滋賀県甲良町は、津藩主である藤堂高虎公の出生地という縁から、津まつりや高虎サミットなどで津市との交流を深めています。この日は、高虎公が生まれた甲良町在土地区で開催された、高虎公ゆかりの「在土藤まつり」に参加しました。藤棚に咲き香る紫藤は、樹齢400年以上といわれ、地元の皆さんの手入れが行き届きとても見事でした。また、北川豊昭甲良町長のご案内で視察した在土高虎公園には、お城公園と全く同じ高虎公騎馬像があり、両市町の交流の歴史を感じました。

■ファタフェスティバルvol. 3 (マリーナ河芸)…5月12日

爽やかな青空の下、第3回の「ファタフェスティバル(Fata festival)」が、マリーナ河芸で開催されました。主催されたNPO法人CORORO(永島いづみ理事長)の提案する「障がいの有無や世代、国籍などの壁のない、だれもが交流して楽しめる場づくり」に賛同された市内外の法人・団体が運営に加わり、食に音楽、海との触れ合いなど盛りだくさんの内容となりました。会場は和やかな雰囲気になり、集まった皆さんが自由に楽しみながら自然体で交流し、多くの笑顔であふれていました。



■「日台観光サミットin三重」台湾政府歓迎セレモニー(津なぎさまち)…5月30日



「日台観光サミットin三重」参加のため、津なぎさまちの高速船旅客ターミナルに到着された謝謂君台湾観光局長をはじめとする台湾政府・観光団体のご一行をお出迎えしました。

津市と台湾は、安濃津よさこいが架け橋となり、津まつりと台湾ランタンフェスティバルへの相互参加を通じた10年以上の文化交流があります。ターミナルでは関係者との再会を喜びあう姿が見られ、津市がこの場所から世界につながっていると印象付けるシーンでした。この後、志摩市で開催された歓迎会にも参加し、さらに交流を深めました。

「市長活動日記」は津市ホームページでご覧になれます

HP 津市長活動日記

検索

環境だより

「山、川、海、人が共生する元気なまち 津」をめざして

平成25年 7月 1日発行

平成25年 第3号

環境政策課

☎ 229-3139 FAX 229-3354

七夕の夜

にライトダウンを!
〜クールアースデー〜

毎年7月7日は「クールアースデー」です。この日は地球温暖化について家庭や職場で考え、行動する日とされています。

皆さんも、7月7日の七夕は家の電気を消して、地球環境について家族で話し合う機会にしましょう。



防ごう!

ごみ一時集積所のカラス被害

ごみ一時集積所に出された生ごみをカラスがつついて散らかし、集積所付近の皆さんに大変迷惑が掛かっています。



カラスに荒らされた一時集積所

カラスは肉や揚げ物などの生ごみのほか、マヨネーズ容器やポテトチップスの袋に付着している脂分を狙い、視覚でエサを探します。袋を破いたり、引っ張ったりするのが得意で、中にはごみネットの隙間から集積所の中に入っていく学習能力の高いものもいます。カラス被害を防ぐには、ごみの出し方の工夫が効果的です。



すように工夫しましょう。また、生ごみ処理機やコンポスト容器を使って、生ごみを減量・リサイクルしましょう。



ごみ袋を使い、出す時間を守る!

ごみ袋の口をしっかり縛り、中身が出ないようにしましょう。ごみ集積所に長時間置いておくと、野良猫などが荒らし、その後にカラスが荒らすこともありますので、ごみ出しの時間は必ず守りましょう。



防鳥ネットを使用する!

黄色の防鳥ネットが効果的です。防鳥ネットを使用するときは、ごみ袋をネット内にきっちりと納め、はみ出さないよう注意しましょう。ネットが飛ぶなどして、通行の邪魔にならないように管理してください。



ごみの周りを覆う!

集合住宅やアパート、自治会で専用の集積庫があるところは、集積庫をご利用ください。集積庫がない場合は、ごみの周りを板などで覆うか、袋の内側を不要な紙で巻くなど、目隠しをするとつつかれにくくなります。

※ダンボールや紙袋は、リサイクル資源ですので、ごみ袋の代わりに使用しないでください。



生ごみを減らす!

生ごみは、カラスにとって食料になります。生ごみが少ない、または見えないごみ集積所には、カラスは寄って来ません。食材はできるだけ使い切り、食べ残しをなくして生ごみを減ら

夏休みの自由研究に! 環境イベント 参加者募集

水生生物調査学習会 参加無料

7月20日 土 9:00~11:00

雨天の場合は8月3日 土 に延期

長野川周辺(稲葉町) ※現地集合

私たちの身近な川にすんでいる魚や水生昆虫の種類を調べて、その川の水質を判定します。自然や生き物に触れ合いながら川を調査して、自然環境を守ることの大切さを楽しく学びましょう。

対象 市内に在住・在学の小学3～6年生と保護者

定員 抽選20組(40人)

申し込み 電話で環境保全課(☎229-3140)へ

締め切り 7月9日(火)

新エネルギー学習会 雨天決行

7月27日 土 9:00~15:30

津リージョンプラザ前 集合

三重大大学の協力のもと、太陽光など新エネルギーの勉強会と工作教室を組み合わせた学習会を開催します。普段はなかなか入ることができない三重大大学の実験施設も見学できるよ。

対象 市内に在住・在学の小学4～6年生と保護者

定員 先着20組(40人)

参加費 1組1,000円
(当日徴収)※昼食は各自持参

申し込み 電話で環境政策課(☎229-3212)へ

申込期間 7月5日(金)～12日(金)



風洞実験施設の見学

夏休み親子工作教室 参加無料

7月28日 日 13:00~15:30

津市市民エコ活動センター
(西部クリーンセンター内) ※現地集合

親子で竹を切り出して隠れ家作りに挑戦します。水鉄砲を作ってゲームに参加しよう!

対象 市内に在住・在学の小学生と保護者

定員 抽選10組

持ち物 飲み物、軍手、着替え ※あれば、のこぎり、なた、せんてい剪定ばさみ

服装 長袖、長ズボン、運動靴、帽子

申し込み 電話またはファクス、Eメールで住所、氏名、電話番号を津市市民エコ活動センター(☎・FAX 237-1185、✉eco-center@mist.ocn.ne.jp)へ

締め切り 7月17日(水)

夏休み子どもごみ教室 参加無料

8月1日 木 13:00~17:00

津リージョンプラザ前 集合 雨天決行

ごみの焼却施設と最終処分場・リサイクルプラザを見学して、ごみの減量やリサイクルについて学んでみよう。

コース 白銀環境清掃センター→西部クリーンセンター

対象 市内に在住・在学の小学生と保護者

定員 先着15組(30人)

申し込み 電話で環境政策課(☎229-3258)へ

申込開始日 7月5日(金)



西部クリーンセンターの見学

集積所の設置や改修をお考えの自治会の皆さんへ！ ごみ一時集積所設置等事業補助金制度

自治会が管理する集積所の設置工事、または既設集積所の改修工事を行うための費用を一部補助しています。

交付の対象



既製品

折りたたみ式

特注品

補助金の交付対象は、市内の自治会に限ります。対象になる費用は、用地費、電気・給水設備費等を除く集積所本体の設置(改修)工事費で、見積書の額が1件当たり5万円以上のものです。

次の費用は対象外です

- 解体時の廃棄費用、改修時の取り外し費用
- アパート、マンションなど賃貸物件での設置(改修)工事費用

補助金額

工事費の3分の1の額で、15万円を限度とします。(1,000円未満切捨て)

交付申請期限

来年3月31日(月)

※予算が無くなり次第終了。設置を含め全ての手続きが、年度内に完了する必要があります。

申請に必要な書類

- 補助金申請書…環境事業課または各総合支所地域振興課で配布
- 工事等を依頼する業者の見積書…設置業者が作成
- ごみ集積所設置前の現場写真…設置予定場所の設置前の写真(現状が確認できるもの)
- ごみ集積所設置場所の位置図…設置場所が確認できる地図
- ごみ集積所展開図…大きさ、形状が分かる図(採寸を記載したパンフレットでも可)
- 地権者の承諾書…ごみ集積所として設置・使用の許可をもらった書面(書式はありませんが、自治会宛てで記入・押印してもらってください。公用地の場合は、占用許可証などが必要です)

受け取りまでの流れ

①申請

環境事業課または各総合支所で申請書を受け取り、申請に必要な書類を添付し提出

②交付決定

環境事業課または各総合支所から補助金交付決定通知書が届いたら、設置工事を開始

③実績報告

設置工事が完了後、環境事業課または各総合支所へ次のものを提出

- ごみ一時集積所設置等事業実績報告書
- 設置費用領収書
- ごみ集積所設置後現場写真

④確定通知書の送付

環境事業課または各総合支所から自治会へ送付

- 補助金交付確定通知書
- 補助金請求書

⑤補助金の請求

環境事業課または各総合支所へ次のものを提出して請求

- 補助金請求書
- 振込先の銀行通帳のコピー(口座名義人の確認)

※委任状または振込依頼書が必要になる場合があります。

⑥補助金の受け取り

問い合わせ 環境事業課 ☎237-5311
各総合支所地域振興課

使わなくなった物を譲ってください

リユース情報掲示板

家具などでまだ使える物を捨てずに、他の人に譲ってごみを減らそうと、津市市民エコ活動センターと津市市民活動センターにリユース情報掲示板を設置しています。

譲りたい人、譲ってほしい人は、津市市民エコ活動センター、津市市民活動センター、市本庁舎3階環境政策課にある情報カードに必要事項を記入の上、津市市民エコ活動センターに提出してください。

■申し込み・問い合わせ

津市市民エコ活動センター（西部クリーンセンター内、〒514-0081 片田田中町1304）

☎・FAX 237-1185 ✉eco-center@mist.ocn.ne.jp

■開館日時 毎週水～日曜日10時～16時

譲ってください

- コンクリート台付屋外用物干し台…無料
- 陶製火鉢…無料
- ガーデン用円形テーブル・椅子・ベンチ…鋳物製、無料
- 電動工具(丸ノコ、ジグソー、トリマ)…無料
- ベビーベッド…無料
- ベビーカー…無料
- チャイルドシート…無料
- 折りたたみ式ちゃぶ台…直径90cm程度、無料

環境について考えてみませんか

環境標語を募集!

優秀作品は、今後の環境に関する啓発活動に活用します。

テーマ 不法投棄・ポイ捨ての防止、ごみの減量・リサイクル、ごみの排出・分別

応募資格 市内に在住・在勤・在学の人

申し込み 環境政策課にある応募用紙に必要事項を記入し、郵送またはファクス、Eメールで提出(〒514-8611住所不要、FAX 229-3354、✉229-3139@city.tsu.lg.jp)※応募用紙は津市ホームページからもダウンロードできます。

締め切り 7月31日(水)

問い合わせ 環境政策課☎229-3258

譲ります

現在掲示板にある情報の一部を紹介します。ただし、6月10日現在の情報のため、すでに受け渡しが完了している場合があります。



パソコンデスク…幅60cm、奥行き60cm、高さ113cm、無料



自転車…24インチ、自動LEDライト付、3段変速、使用1回のみ、8,000円



げた箱…幅89cm、奥行き42.5cm、高さ95cm、無料



会議用机(座卓)…折りたたみ可能、幅180cm、奥行き45cm、全15台、無料



いぐさ座布団10枚…無料



学習机…幅110cm、奥行き60cm、高さ52～73cm、椅子付、無料

夏の節電のコツ

～冷蔵庫編～

冷蔵庫は電源のオン・オフが困難な家電製品で、1日24時間、1年中稼働しているため、家庭ではエアコンに次いで多くの電気を消費します。冷蔵庫の使い方を見直して、夏の節電に取り組みましょう。

- ◆冷蔵室は物を詰め込みすぎない
- ◆冷凍室はぎっしり詰める
- ◆開閉時間は短く、回数は少なくする
- ◆設定温度は季節に合わせて適切に切り替える
- ◆壁から適度な隙間を開けて設置する
- ◆保冷カーテンを使って冷気を逃がさない
- ◆熱いものは冷ましてから保存する
- ◆傷んだパッキンは取り替える

保育所のご案内

平成25年7月1日発行

こども家庭課

☎ 229-3167 FAX 229-3451

保育所は、保護者が働いている場合や、病気などのために児童を家庭で保育できないとき、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

入所できる児童

保護者および同居の祖父母(入所希望月時点で65歳未満の場合)がそれぞれ次の要件のいずれかに該当するため、家庭での保育ができないと認められる場合です。

●家庭外労働

保護者などが、家庭外で仕事をしている

●家庭内労働

保護者などが、家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事(内職など)をしている

●母親の出産

母親が出産予定または出産後間がない(出産予定日の前後2カ月程度)

●疾病・障がいなど

保護者などが病気にかかったり、負傷または心身に障がいがある

●病人の看護など

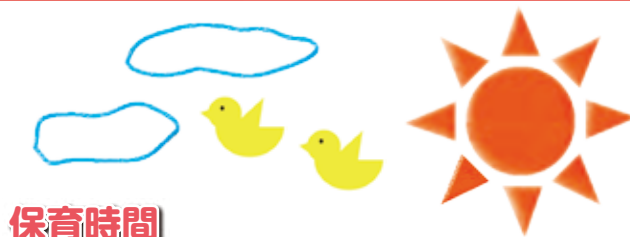
児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、保護者などがいつもその看護に当たっている

●家庭の災害

家庭が火災や風水害・地震などの災害に遭い、保護者などがその復旧に当たる

※上記の入所要件に該当していても、次の場合は入所できません。

- 入所を希望する保育所の定員に余裕がない
- 各種必要書類の提出がない、あるいは入所面接が済んでいない
- 申し込み内容に虚偽がある



保育時間

通常 8時30分～17時15分(保護者の勤務状況などにより必要な場合は7時30分～18時)

特別保育

延長保育

保護者の勤務状況など、やむを得ない事情により、通常の保育時間を超えて保育が必要な場合、有料で延長保育を行っています。延長時間・料金は保育所により異なります。

休日保育

保育所に入所中の乳幼児で、保護者が日曜日や祝・休日に勤務するため、家庭で保育ができない場合に、有料で休日保育を実施しています。

なお、こども家庭課での事前登録が必要です。

一時預かり

保護者の断続的な勤務や病気、出産、育児疲れの解消などで、一時的に保育所での保育が必要になった場合に、有料で利用できます。事前に保育所での利用申し込みが必要で、料金等は保育所により異なります。

津市保育人材バンクの登録制度

津市では常時勤務の有資格臨時保育士や短時間委託業務に従事する有資格保育士(短時間委託保育士)として勤務を希望する人を対象に、「津市保育人材バンク」への登録制度があります。

《登録方法》

津市ホームページからダウンロードできる「登録申請書」に必要事項を記入の上、郵送で、こども家庭課(〒514-8611 西丸之内23-1)へ。詳しくはお問い合わせください。



保育所入所Q&A

- Q** 保育所の申し込みはいつからできますか？
- A** 入所申し込み受け付けは入所希望月の2カ月前から前月10日までです。保育所の入所日は毎月1日ですが、職場復帰や緊急に入所を要する理由などによっては15日になる場合があります。
- Q** 保護者の転職や退職、出産などにより、入所している児童の家庭の状況が変更になった場合、報告は必要ですか？
- A** 転職や退職、出産など家庭で保育ができない要件が変更になったり、また転居や保護者変更など家庭の状況に変更があったりした場合は、必ずこども家庭課または保育所へお知らせください。それぞれの事情に応じた書類の提出が必要です。
- Q** 保育料はどのように決まるのですか？
- A** 保育料は保護者の前年分の所得税額と前年度分の市民税額によって決まります。

保育所・保育内容一覧

保育所名 (公立)	所在地	電話番号	定員 (人)	特別保育			保育所名 (私立)	所在地	電話番号	定員 (人)	特別保育		
				延長 保育	休日 保育	一時 預かり					延長 保育	休日 保育	一時 預かり
栗真保育園	栗真小川町	232-3218	90				白塚愛児園	白塚町	232-3214	180	○		
立誠保育園	島崎町	228-6342	90				高田保育園	一身田町	232-2075	110	○		
観音寺保育園	観音寺町	227-5910	60				津愛児園	桜橋三丁目	226-0117	90	○		○
相愛保育園	相生町	228-2062	45				津カトリック保育園	西丸之内	227-2512	95			
高洲保育園	高洲町	225-3157	45				清泉愛児園	南丸之内	228-6380	60	○		
中央保育園	中央	226-4120	150				さつき保育園	新町一丁目	228-2574	150	○	○	○
乙部保育園	寿町	226-0115	45				三重保育園	柳山津興	228-4406	90	○		
新町保育園	桜田町	226-0116	90				三重保育園乳児保育所	柳山津興	228-4406	90	○		
橋南保育園	船頭町津興	228-6344	90				ぼだいじ保育園	南中央	228-7473	120	○		
雲出保育園	雲出伊倉津町	234-3940	90				片田保育園	片田志袋町	237-0585	90	○		
高茶屋保育園	高茶屋三丁目	234-2063	180				つ保育園	藤方	225-5255	90	○		
北口保育園	久居北口町	255-4566	120	○		●	泉ヶ丘保育園	野田	237-1655	90			
野村保育園	久居野村町	256-0303	120	○		●	大里保育園	大里睦合町	232-1522	100			
ひとみね保育園	久居一色町	252-0854	130	○		●	公園西保育園	長岡町	224-0150	120			
こべき保育園	久居元町	256-3331	120	○		●	豊野保育園	一身田豊野	231-1364	80	○		●
北部保育園	久居北口町	256-3679	60	○		●	ひかり保育園	半田	226-8085	90			
千里ヶ丘保育園	河芸町千里ヶ丘	245-0098	60				藤水保育園	藤方	225-1501	220	○		○
上野保育園	河芸町上野	245-1167	60				志登茂保育園	一身田平野	231-1854	60			
芸濃保育園	芸濃町椋本	265-2027	90	○			上浜保育園	上浜町五丁目	227-7592	70			
安濃保育園	安濃町曾根	268-2761	150	○		●	はなこま保育園	高茶屋小森町	235-5665	60	○		●
香良洲保育園	香良洲町	292-2511	80				風の子藤水保育園	雲出島貫町	238-0355	90	○		
川合保育園	一志町八太	293-1633	120				すぎのこ保育園	久居中町	255-5100	90	○		
高野保育園	一志町高野	293-0024	100				久居保育園	久居西鷹跡町	259-0080	120	○		●
白山保育園	白山町南出	264-0080	170	○		●	ゆたか保育園	河芸町中別保	245-1128	90	○		
太郎生保育園	美杉町太郎生	273-0285	45			●	さくら保育園	河芸町影重	245-1163	90	○		
八知保育園	美杉町八知	272-0224	45			●	杜の街ゆたか保育園	河芸町杜の街一丁目	244-1166	90	○		
							美里さつき保育園	美里町五百野	279-2000	90	○		●
							みらいの森ゆたか園	河芸町三行	244-1515	80	○		○
							第二はなこま保育園	高茶屋小森上野町	238-1616	120	○		●
							風の丘藤水保育園	戸木町	253-7708	90	○		
							こどもの杜ゆたか園	一身田上津部田	236-6100	90	○		○

※「一時預かり」の●印は保育所に空きのある場合に限りです。

《7月・11月の税額確認》

保育所に入所している全ての世帯を対象に、個人住民税に関する賦課資料をもとに保育料が正しく算定されているかの確認作業を、7月と11月に行っています。所得税に関する書類を提出していないと、保育料が4月にさかのぼって変更になる場合があります。

《保育料を滞納した場合》

納期限までに保育料の納付がないときは、「督促状」が発送されます。この督促状の期限までに納付がない場合は、法律の規定に基づく滞納処分として、預金、生命保険、給与、不動産等の財産の差し押さえを受けることがあります。

なお、納付相談は、こども家庭課で随時受け付けています。



みんなで支える介護保険

平成25年7月1日発行

介護保険課

☎229-3149 FAX 229-3334

介護(予防)サービスを受けるために

65歳以上の人で介護や支援が必要な状態になったときは、原則1割の自己負担で介護(予防)サービスを利用することができます。サービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

◆要介護・要支援認定の申請から認定までの流れ

①認定の申請

サービスの利用を希望する場合は、市窓口にて認定の申請をしてください。認定の申請は、本人または家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設に代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 介護保険要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 印鑑

②調査と審査

訪問調査・主治医の意見書の結果から、コンピューターによる一次判定、介護認定審査会による二次判定が行われ、認定結果が決定します。

③認定結果を通知

認定の結果により、さまざまなサービスが利用できますので、ケアマネジャーに相談してください。

介護保険で利用できる主なサービス

介護サービスには、自宅で利用する「居宅サービス」や施設に入所して利用する「施設サービス」、住み慣れた地域で利用できる「地域密着型サービス」があります。

◆居宅サービス

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事や洗濯などの身体介護や生活援助を行います。



訪問看護

看護師などが疾患を抱えている人の居宅を訪問して、療養上の世話などを行います。

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどで、日帰りで食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を行います。

短期入所生活介護(ショートステイ)

家族が用事などで一時的に介護ができないときに、介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を行います。



◆施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症のために常時介護が必要で、在宅での介護が困難な人が利用する施設です。食事や排せつなど日常生活の介護を行います。

介護老人保健施設

病状が安定し、医学的管理の下で看護や介護を行い、家庭への復帰を支援する施設です。リハビリに重点を置いた介護を行います。

◆地域密着型サービス

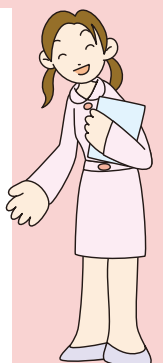
認知症対応型通所介護

デイサービスセンターなどで、認知症の高齢者に、日帰りで食事や入浴、専門的なケアを行います。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者が共同生活を行う住宅で、食事や入浴などの介護を行います。

その他にも、さまざまな介護(予防)サービスがあります。高齢者の心身の状況などに合わせて利用しましょう。なお、認定の結果により利用できるサービスが異なります。詳しくは、介護保険課または地域包括支援センターへお問い合わせください。



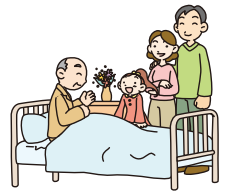
平成25年度の介護保険料

65歳以上の人の介護保険料(年額)は、本年度の市民税課税状況や、4月1日(年度途中で資格を取得した場合は資格取得日)現在での世帯状況などに基づいて、下表のとおり11段階となっています。

介護保険料(平成24～26年度)

所得段階	所得などの条件	算定式 (第6段階が基準額)	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している人 または本人と世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人	基準額×0.48	32,770円
第2段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.48	32,770円
第3段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.73	49,840円
第4段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、第2段階・第3段階以外の人	基準額×0.75	51,210円
第5段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.87	59,400円
第6段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、第5段階以外の人	基準額×1.00	68,280円 (基準額)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.25	85,350円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上、250万円未満の人	基準額×1.50	102,420円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が250万円以上、500万円未満の人	基準額×1.70	116,070円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上、750万円未満の人	基準額×1.85	126,310円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が750万円以上の人	基準額×2.00	136,560円

また、平成25年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)を7月に送付します。
介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。安心してサービスを利用できるようご理解をお願いします。



平成25年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)



介護保険料「特別徴収」 仮徴収額を調整します

4月・6月・8月の保険料額は仮徴収額として既に通知していますが、各月の保険料額が年間を通してできるだけ均等な額となるように、8月の年金から差し引く保険料を調整し、納付額の平準化を図ります。「平成25年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)」の本年度8月の保険料額が、既に通知している額と異

なるのは、この「平準化」によるものです。今年度決定した保険料の年額が変わるものではありませんので、ご理解をお願いします。

※5月以降に確定申告を行った場合など、8月以降の納付額が均等にならないことがあります。ご了承ください。

例：平成24・25年度の所得段階が第6段階に該当する人の場合

単位：円

年度	仮徴収額			本徴収額			年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平成24年度	14,700	14,700	9,700	9,780	9,700	9,700	68,280

単位：円

年度	仮徴収額			本徴収額			年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平成25年度	9,700	9,700	12,200	12,280	12,200	12,200	68,280

8月以降の保険料額の計算は…

{年額68,280円－(4月分9,700円＋6月分9,700円)}÷4÷12,200円
※100円未満の端数は10月にまとめます。

選挙特集

平成25年7月1日発行

選挙管理委員会

☎229-3236 FAX229-3338

7月21日は 参議院選挙区・比例代表選出議員選挙の 投票日です

津市での投票日当日の
投票時間は

午前7時 ~ 午後7時です

7月21日(日)に参議院選挙区・比例代表選出議員選挙が行われます。この選挙は、私たちの代表として明るい社会、住みよい国づくりを託す、よりよい代表を直接選ぶ大切な選挙です。一票の重さを自覚して、自らの意思で、棄権することなく投票しましょう。

投票できる人

次の要件を満たし、津市の選挙人名簿に登録されている人

- 平成5年7月22日以前に生まれた人
- 平成25年4月3日以前に転入届をし、引き続き津市の選挙人名簿に登録されている人
- 津市から転出し、新しい住所地の選挙人名簿に登録されていない人(選挙日当日または期日前投票当日において転出してから4カ月を経過していないこと)

※今回の選挙から、成年被後見人も上記の要件を満たす場合、投票できるようになりました。

住所が変わった人は

平成25年4月4日以後に津市に転入届を出した人

前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票することができます。

平成25年6月14日以後に市内で住所が変わった人
前住所地の投票所で投票してください。

守られる投票の秘密

投票の秘密は、憲法や公職選挙法で固く守られています。誰が誰に投票したかは、投票した本人以外は分かりません。自分の判断で投票しましょう。

投票所入場券

投票所入場券は、選挙人名簿に登録されている人に、世帯ごとに封筒で郵送します。封筒には同一世帯8人までの入場券が入っており、9人以上の世帯は2通になります。投票に出掛けるときは、忘れずにお持ちください。

もし、届かなかったり、なくしたりしたときは、投票所の受付係にその旨を申し出てください。選挙人名簿と対照の上、投票できます。



投票の順序と投票用紙

投票は、①参議院選挙区選出議員選挙②参議院比例代表選出議員選挙の順に行います。

①参議院選挙区選出議員選挙の投票

投票用紙は、薄黄色の用紙に黒色のインク刷りです。この投票用紙には、候補者の個人名を記入してください。

②参議院比例代表選出議員選挙の投票

投票用紙は、白色の用紙に赤色のインク刷りです。この投票用紙には、候補者名簿に記載された候補者の氏名を記入して投票します。ただし、候補者の氏名に代えて候補者名簿を届け出た政党などの名称、略称を記載して投票することができます。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳などを持っている人で、その障がいの程度が右の表に該当する人は、郵便等による不在者投票をすることができます。

郵便等による不在者投票をするためには、あらかじめ選挙管理委員会に郵便等投票証明書の交付申請が必要です。投票用紙の交付を受けるには、7月17日(水)までに証明書を添えて申請してください。申請は、各総合支所地域振興課でもすることができます。

この制度による交付手続きは全て郵便等で行うこととされているため時間を要しますので、早めに済ませてください。

代理記載制度

郵便等による不在者投票に該当する人で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている人、および戦傷病者手帳に上肢または視覚障害者の程度が特別項症から第2項症までと記載してある人は、あらかじめ届けられた人による投票用紙への代理記載ができます。

手帳などの種類	障がいなどの種類	障がいなどの程度
身体障害者手帳	両下肢もしくは体幹の障がいもしくは移動機能の障がい	1級または2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸もしくは小腸の障がい	1級または3級
	免疫もしくは肝臓の障がい	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢もしくは体幹の障がい	特別項症から第2項症まで
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸もしくは肝臓の障がい	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

代理投票と点字投票

自分で投票用紙に記入できない人は、投票所で投票管理者に申し出てください。係員の代筆で投票ができます。

また、点字で投票する人は、投票所の受付係に申し出てください。

各投票区の投票所

各地区の投票所は次のとおりです。各世帯に郵送する入場券に、投票所案内図が記載されていますので、記載された投票所へお越しください。

投票所が変更されたところは、**太字**で示してあります。

津地域

投票区	投票所	所在地
1	津市社会福祉センター	丸之内27-10
2	養正小学校(体育館)	丸之内養正町14-1
3	相愛保育園	相生町77
4	敬和小学校(体育館)	中河原445
5	敬和公民館	寿町21-22
6	橋南会館	柳山津興1535-27
7	阿漕塚記念館	柳山津興622
8	育生小学校(会議室)	下弁財町津興1350
9	橋南中学校(木工室)	上弁財町津興2537-4
10	ふれあい会館	本町35-3
11	橋南公民館	幸町18-22
12	名古屋文化学園津幼稚園	南新町2-9
13	新町小学校(会議室)	八町三丁目3-1
14	西橋内中学校(被服室)	東古河町7-1
15	三重大学附属幼稚園	観音寺町523
16	県栄町庁舎(旧県民サービスセンター)	栄町一丁目954
17	南立誠小学校(会議室)	桜橋二丁目39
18	アストプラザ4階(研修室A)	羽所町700
19	津西会館	一身田上津部田1355-5
20	西が丘小学校(体育館)	長岡町800-437
21	上浜団地集会所	上浜町四丁目49
22	北立誠小学校(体育館)	江戸橋一丁目30
23	雲出幼稚園	雲出本郷町1165

投票区	投票所	所在地
24	城山会館	城山二丁目20-3
25	南郊公民館	高茶屋三丁目25-6
26	三重県工業研究所	高茶屋五丁目5-45
27	藤水小学校(体育館)	藤方1627
28	南が丘会館	垂水2882-1
29	南が丘小学校(体育館)	垂水2538-1
30	神戸小学校(体育館)	神戸332-1
31	泉ヶ丘集会所	野田21-792
32	片田小学校(体育館)	片田井戸町22
33	櫛形小学校(教室)	分部1211-1
34	安東小学校(体育館)	納所町245
35	緑の街集会所	河辺町3511-7
36	一身田小学校(体育館)	一身田大古曾355
37	一身田公民館	一身田町293-3
38	豊野会館	一身田豊野1406-479
39	町屋会館	栗真町屋町714-1
40	栗真保育園	栗真小川町274
41	白塚公民館	白塚町5205
42	白塚市民センター	白塚町2111
43	白塚団地第2自治会集会所	白塚町58-15
44	大里小学校(会議室)	大里窪田町1821
45	高野尾転作促進技術研修所	高野尾町5417
46	豊が丘会館	高野尾町3006-429

■河芸地域

投票区	投票所	所在地
47	中別保公民館	河芸町中別保2034-3
48	豊津小学校(体育館)	河芸町一色1680
49	上野小学校(体育館)	河芸町上野2963
50	東千里公民館	河芸町東千里759
51	千里ヶ丘小学校(体育館)	河芸町千里ヶ丘13
52	黒田小学校(体育館)	河芸町北黒田109-1
53	南黒田公民館	河芸町南黒田442-1
54	三行地区農業構造改善センター	河芸町三行1228-1

■芸濃地域

投票区	投票所	所在地
55	芸濃総合文化センター(ホール)	芸濃町椋本6824
56	明小学校(体育館)	芸濃町林325
57	旧安西小学校	芸濃町北神山310
58	雲林院福祉会館(遊戯室)	芸濃町雲林院1019
59	落合の郷(管理棟)	芸濃町河内900

■美里地域

投票区	投票所	所在地
60	美里ふるさと資料館	美里町北長野1445
61	高宮公民館	美里町足坂560-2
62	みさと幼稚園	美里町家所2054

■安濃地域

投票区	投票所	所在地
63	草生公民館(多目的ホール)	安濃町草生4249-1
64	村主公民館(多目的ホール)	安濃町連部69-1
65	安濃公民館(多目的ホール)	安濃町内多3653
66	明合公民館(研修室)	安濃町粟加978

■久居地域

投票区	投票所	所在地
67	久居庁舎(1階ロビー)	久居東鷹跡町246
68	誠之小学校(体育館)	久居西鷹跡町424
69	成美小学校(体育館)	久居新町737
70	立成小学校(大会議室)	久居野村町560
71	久居さくらが丘集会所	久居桜が丘町1813-5
72	密柑山幼稚園	久居北口町554-2
73	北部保育園	久居北口町859-3
74	元町地区集会所	久居元町2099-2
75	須ヶ瀬構造改善センター	須ヶ瀬町1610-7
76	木造区集会所	木造町1581
77	桃園情報センター	新家町1365-5
78	こべき保育園	久居元町2314-17
79	戸木小学校(体育館)	戸木町880
80	七栗産業会館	庄田町517-1
81	栗葉幼稚園	森町284-1
82	一色公会所	久居一色町766-2
83	下稲葉公会所	稲葉町200
84	上稲葉ふれあい会館	稲葉町2764-1
85	榊原農民研修所	榊原町5104
86	下村教育集会所	榊原町8161-2
87	寺野垣内集会所	榊原町4696-1
88	榊原上教育集会所	榊原町10295-1

■香良洲地域

投票区	投票所	所在地
89	香良洲公民館	香良洲町1876-1
90	香海中学校(体育館)	香良洲町128

■一志地域

投票区	投票所	所在地
91	井生公会所	一志町井生2691
92	大井公民館	一志町大仰217-1
93	井関公会所	一志町井関1550
94	波瀬ふれあい会館	一志町波瀬2232-2
95	室の口公民館	一志町波瀬6401-8
96	川合文化会館	一志町八太420-4
97	庄村集会所	一志町庄村244-1
98	高岡老人憩いの家	一志町高野1321-1
99	一志高岡公民館(ホール)	一志町田尻605-2
100	一志体育館(サブアリーナ)	一志町高野160-728
101	小山集会所	一志町小山401-1
102	虹が丘集会所	一志町虹が丘5-7

■白山地域

投票区	投票所	所在地
103	元取公民館	白山町城立305
104	家城小学校(体育館)	白山町南家城647
105	川口小学校(体育館)	白山町川口1991
106	大三農村集落多目的共同利用施設	白山町二本木1001-253
107	三ヶ野集会所	白山町三ヶ野2773-1
108	倭公民館	白山町中ノ村581
109	ハツ山農村集落多目的共同利用施設	白山町八対野994-1

■美杉地域

投票区	投票所	所在地
110	竹原多目的集会所	美杉町竹原2821
111	美杉総合開発センター	美杉町八知5828-1
112	太郎生多目的集会所	美杉町太郎生2120
113	下太郎生中農業集落多目的集会所	美杉町太郎生4473-3
114	伊勢地地域住民センター	美杉町石名原1681
115	八幡地域住民センター	美杉町奥津1288-8
116	美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	美杉町川上3372
117	丹生俣多目的集会所	美杉町丹生俣1360-2
118	多気地域住民センター	美杉町上多気1031
119	下之川地域住民センター	美杉町下之川6115

一票に 託す私の
意思表示

投票を忘れずに!



在外投票

津市の在外選挙人名簿に登録されている人で、選挙期間中に国内に一時帰国している場合や、帰国して間もないため国内の選挙人名簿に登録されていない人は、国内の投票方法＜選挙当日の投票・期日前投票(いずれも指定された投票所に限る)、不在者投票＞を利用して投票することができます。ただし、在外選挙人証の提示が必要です。

開票

開票は、7月21日(日)の21時30分から安濃中央総合公園内体育館で行います。

開票状況については、第1回目の速報を22時30分に開票所で行う予定です。

※津市ホームページ、津市行政情報番組でもご覧いただけます。

HP 津市役所 検索

選挙公報

選挙公報は7月14日の新聞折り込みで

参議院選挙区選出議員選挙は、候補者の氏名・経歴・政見などを掲載した選挙公報、参議院比例代表選出議員選挙は政党などの名称・政見、名簿登載者の氏名・経歴などを掲載した選挙公報を、7月14日(日)の朝刊に新聞折り込みで配布します。

新聞を購読していないなど選挙公報が届かない場合は、郵送等により届けますので、選挙管理委員会までご連絡ください。主な公共施設や市内の各郵便局には選挙公報を入れた補完箱を置きますので、ご利用ください。

選挙公報を折り込む新聞

中日新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、伊勢新聞

※選挙公報は三重県選挙管理委員会のホームページでもご覧いただけます。

HP 三重県選挙管理委員会 検索

当日投票に行けない人は 期日前投票 または 不在者投票を

と き 7月5日金～20日土
8時30分～20時

※期間中、土・日曜日、祝・休日も投票できます。

ところ

期日前投票所名	期日前投票所の場所
第1期日前投票所	市本庁舎8階大会議室B
第2期日前投票所	市河芸庁舎1階防災研修室
第3期日前投票所	市芸濃庁舎2階防災会議室
第4期日前投票所	市美里庁舎1階会議室
第5期日前投票所	市安濃庁舎2階会議室1・2
第6期日前投票所	市久居庁舎4階多目的室
第7期日前投票所	香良洲公民館1階大会議室
第8期日前投票所	市一志庁舎1階住民活動室
第9期日前投票所	市白山庁舎2階203会議室
第10期日前投票所	美杉総合開発センター1階会議室

今回から、津市の選挙人名簿に登録されている人は、住んでいる地域に関係なく、上記の期日前投票所のどこでも投票ができるようになりました。(ただし、衆議院議員総選挙では、その小選挙区の地域ごとになります。)

投票当日、次の理由などで投票所に行けない人は、宣誓書に記入の上、期日前投票ができます。宣誓書は、期日前投票所にも備えてありますが、入場券の裏面にも宣誓書が印刷してありますので、あらかじめ必要事項を記入して期日前投票所にお持ちいただくと手続きが早く済みます。

宣誓書は、津市のホームページからもダウン

ロードできます。

※当日、投票所に行く場合は、宣誓書の記入は不要です。

期日前投票ができる人

- 職務または業務に従事、親族等の冠婚葬祭などの予定がある人
- レジャーや買い物などの用務または事故のため投票日に投票区の区域外に旅行または滞在する人
- 病気、けが、妊娠、出産、老衰、身体の障がいのため歩行が困難な人
- 市外に住所を移転した人

期日前投票は簡単です

投票所入場券が届いていればお持ちください。

- 印鑑は不要です。
- 投票所に行けない理由は選ぶだけです。
- 期日前投票の場所にも候補者の氏名などを掲示しています。

不在者投票ができる人

- 期日前投票ができる理由に該当する人で、遠隔地に滞在中のため投票所に行けない場合は、滞在している市区町村の選挙管理委員会では不在者投票ができます。
- 指定病院、指定老人ホーム、国立保養所などの施設に入院・入所中の人は、その施設で不在者投票ができます。

国民年金からのお知らせ

平成25年7月1日発行

保険医療助成課

☎229-3162 FAX 229-5001

保険料を納めることが難しい場合は

所得が少ないなど、国民年金保険料(以下「保険料」という)を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。保険料を未納のまま放置すると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなかったりする場合があります。

免除(全額免除・一部納付)

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

若年者納付猶予

30歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合

免除などの所得の基準

免除などが受けられる所得の基準は、次表のとおりです。

区分	所得の基準
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
一部納付	3/4免除 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	半額免除 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	1/4免除 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
若年者納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
学生納付特例	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

免除などの申請手続き

申請時期と申請対象期間

免除(全額免除・一部納付)申請と若年者納付猶予申請

申請時期	所得審査対象年	申請対象期間
平成25年7月	平成23年	平成24年7月分～平成25年6月分
	平成24年	平成25年7月分～平成26年6月分
平成25年8月～平成26年3月	平成24年	平成25年7月分～平成26年6月分

※平成26年4月1日以降の申請については、申請対象期間の変更がありますのでお問い合わせください。

若年者納付猶予の申請対象期間内に30歳に到達するときは、その前月までとなります。また、平成24年3月31日から平成25年3月30日の間に退職した人が失業による特例申請をする場合は、平成26年3月31日までに申請が必要です。

学生納付特例申請

申請時期	所得審査対象年	申請対象期間
平成25年4月～平成26年3月	平成24年	平成25年4月分～平成26年3月分

※平成26年4月1日以降の申請については、申請対象期間の変更がありますのでお問い合わせください。

持参するもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 印鑑(本人が署名をする場合は不要)
- 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などの写し(失業を理由とする申請の場合)
- 在学証明書または学生証の写し(学生納付特例申請の場合)

申請先 保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)

免除などの継続の取り扱い

全額免除・納付猶予に限り、翌年度以降も継続希望の旨を申請書に記載すると、あらためて申請しなくても引き続き審査を受けることができます。ただし、所得の申告が必要です。

失業や震災などによる全額免除(猶予)申請と一部納付申請、学生納付特例申請は、毎年申請が必要ですのでご注意ください。

インターネットで年金の加入記録が確認できます

「ねんきんネット」サービス

日本年金機構では、インターネットで24時間いつでも自分の年金加入記録の確認ができる「ねんきんネット」サービスをしています。利用するためには事前に申し込みが必要です。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

HP [ねんきんネット](#) [検索](#)

なお、インターネットの利用が難しい人には、保険医療助成課管理・年金担当(市本庁舎1階⑥番窓口)でも年金記録の確認ができますので、お問い合わせください。

免除などと未納は違います

「全額免除・一部納付」などと「未納」は、次表のような違いがあります。

		老齢基礎年金		障害基礎年金	遺族基礎年金
		受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入	
			反映割合		
全額免除		○	○ 1/2 (1/3)	○	
一部納付	1/4 納付	○	○ 5/8 (1/2)	○	
		○	○ 6/8 (2/3)	○	
	半額納付	○	○ 7/8 (5/6)	○	
		○			
若年者納付猶予		○	×	○	
学生納付特例					
未納		×	×	×	

一部納付は、一部納付保険料を納付していることが必要です。反映割合のかっこ内は、平成21年3月以前の免除期間の割合です。

保険料が追納できます

保険料免除などの期間があると、全額納付したときに比べ、将来もらえる年金額が少なくなりますが、10年以内であれば、古い期間から順に追納して、満額の年金額に近づけることができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成25年度に追納する場合

免除の承認を受けた年度の保険料を、平成25年度に追納する場合の月額額は次表のとおりです。平成22年度以前の保険料に加算額が上乗せされます。若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間の追納額は、全額免除と同じです。

	全額免除	3/4 免除	半額免除	1/4 免除
平成15年度	14,860円	—	7,430円	—
平成16年度	14,640円	—	7,320円	—
平成17年度	14,690円	—	7,350円	—
平成18年度	14,750円	11,050円	7,370円	3,680円
平成19年度	14,780円	11,080円	7,390円	3,690円
平成20年度	14,890円	11,170円	7,440円	3,720円
平成21年度	14,970円	11,220円	7,480円	3,740円
平成22年度	15,240円	11,420円	7,620円	3,800円
平成23年度	15,020円	11,260円	7,510円	3,750円
平成24年度	14,980円	11,230円	7,490円	3,740円

高齢任意加入制度

60歳までに25年の受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格のない人は、任意加入することにより受給資格を得ることができる場合があります。また、40年(480カ月)の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額で受け取れない場合は、受給額を満額もしくは満額に近づけることもできます。

持参するもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 通帳
- 金融機関届け出印

申請先

津年金事務所または保険医療助成課、各総合支所市民福祉課(市民課)

付加保険料

付加保険料とは、老齢基礎年金の額を増やすために、国民年金の第1号被保険者(任意加入者含む)が定額の保険料に月額400円を上乗せして支払う保険料です。付加年金の受給額は200円×払い込み月数になります。ただし、保険料の免除、猶予を受けている人や国民年金基金の加入者は付加保険料を納められません。

例えば10年間付加保険料を納めると

200円×12カ月×10年＝24,000円(年額)
年額24,000円が受給額に上乗せされます。

納付は便利でお得な口座振替で

保険料を当月末振替にすると月々50円の割引「早割」があります。その年度の保険料を1年分または6カ月分まとめて口座振替にすると、さらに割引額が大きくなりお得です。手続きは、津年金事務所または金融機関へ、年金手帳、通帳、金融機関届け出印を持参してください。
※保険料を追納する場合は口座振替は利用できません。

クレジットカード納付ができます

クレジットカード納付は、クレジットカードを提示して直接納付するのではなく、被保険者自身が事前に申し込むと、それ以降、継続的にクレジットカード会社が日本年金機構に立替納付を行うものです。手続きは、津年金事務所へクレジットカードと印鑑を持参してください。
※クレジットカード納付では口座振替の「早割」は適用されません。また、6カ月前納、1年前納の割引額が、現金納付の割引額になります。

後期高齢者医療制度

平成25年7月1日発行

平成25年 第2号

保険医療助成課

☎229-3285 ☎229-5001

納入通知書を送付

後期高齢者医療制度では、被保険者一人一人に保険料が賦課されます。7月中旬に保険料額決定通知書と納入通知書を送付します。

通知書には、被保険者の氏名、生年月日、決定事由などが記載されています。また、保険料算定の基礎となる所得金額、均等割額、所得割額などの計算式も示されています。

納入通知書には、保険料の納入方法、納入期限、納入金額などが記載されています。また、保険料の算定方法も示されています。

保険料の算定

保険料は、均等割額と所得割額(基準所得×所得割率)を合計したもので、上限は年額55万円です。均等割額と所得割率は原則として県内均一で、2年ごとに見直されます。平成24・25年度の均等割額は3万9,120円で、所得割率は7.55%です。

保険料	=	均等割額 3万9,120円	+	所得割額 基準所得 × 所得割率(7.55%)
-----	---	------------------	---	----------------------------------

基準所得

前年の**総所得金額等**－基礎控除額33万円

総所得金額等

- 各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額等)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが、退職所得は含みません。
- 遺族年金や障害年金は収入に含みません。
- 専従者給与(控除)、譲渡所得特別控除は適用されますが、所得控除(社会保険料控除、配偶者控除など)は適用されません。

低所得者などの保険料を軽減

■低所得世帯の均等割額を軽減

被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額により、次の表のとおり均等割額を軽減します。65歳以上の人の公的年金に係る所得は、その所得から15万円を控除し、判定します。

世帯は、4月1日(年度途中に資格取得した人は資格取得日)時点での状況で判定されます。事業専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が下記の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円	9割	3,912円
33万円＋24.5万円×当該世帯の被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)	8.5割	5,868円
33万円＋35万円×当該世帯の被保険者の数	5割	1万9,560円
	2割	3万1,296円

■低所得者の所得割額を軽減

基準所得が58万円以下の方は、所得割額を5割軽減します。収入が年金のみの場合、153万円を超え211万円以下の方が対象となります。

■被用者保険の被扶養者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった人は、均等割額が9割軽減され、所得割はかかりません。被用者保険の被扶養者であった人で保険料額が軽減されていない場合は、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へお問い合わせください。



被用者保険とは

全国健康保険協会、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済保険などのことをいい、国民健康保険と国民健康保険組合は含まれません。

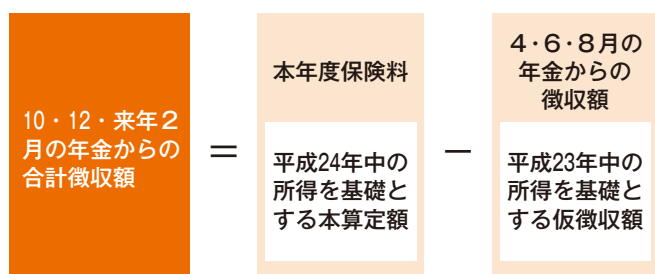
保険料の納付方法

保険料の納付方法は年金から差し引いて納める特別徴収と、納付書や口座振替で納める普通徴収の2種類があります。

特別徴収が原則ですが、年金の受給額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回当たりの徴収額が年金の1回当たりの支給額の2分の1を超える人などは、普通徴収となります。

■特別徴収

保険料額決定通知書と、10月以降の年金支給月ごとの徴収額を記した納入通知書を送付します。徴収月は偶数月で、年6回です。



■普通徴収

保険料額決定通知書と、納期ごとの徴収額を記した納入通知書を送付します。納期は7月から翌年3月の末日(12月は25日)で、年9回です。

納入通知書に納付書が付いているときは、最寄りの金融機関でお支払いください。口座振替の手続きをした場合は、申請の翌月からの引き落としになります。申請月の分は金融機関の窓口で納めてください。

年度途中で切り替わる場合は

年度途中で普通徴収から特別徴収へ切り替わることがあります。その場合、7月から9月は普通徴収、10月以降は特別徴収で納めることになります。

対 象 昨年6月から今年5月までに75歳になるなど、津市で新たに後期高齢者医療制度の保険に加入した人などです。

■保険料の納付方法の変更ができます

保険料の納付方法を特別徴収から普通徴収(口座振替に限る)に変更することができます。希望する人は保険医療助成課(市本庁舎1階5番窓口)または各総合支所市民福祉課(市民課)へ申請してください。10月分から変更する人は、7月26日(金)までに手続きが必要です。それ以降は、申請の時期により変更時期が異なります。

必要なもの 保険医療助成課、各総合支所市民福

祉課(市民課)にある納付方法変更申出書、印鑑、後期高齢者医療被保険者証、津市市税等口座振替依頼書の依頼者保管用の写し(事前に金融機関で後期高齢者医療保険料の口座振替の申し込みをして、本人の控えとしてもらうもの)

所得税と市民税・県民税の社会保険料控除

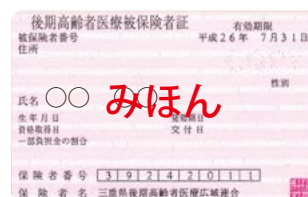
普通徴収(口座振替)に変更した場合、社会保険料控除は口座振替で保険料を支払った人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額になる場合があります。

保険料の減免、徴収猶予

災害に遭った場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人(おおむね生活保護の基準に準じる程度)は、申請により保険料の減免や徴収猶予が受けられる場合がありますので、保険医療助成課(減免については後期高齢者医療担当☎229-3285、徴収猶予については保険担当☎229-3161)、または各総合支所市民福祉課(市民課)にご相談ください。

8月から保険証がピンク色に

7月下旬に、三重県後期高齢者医療広域連合から新しい保険証(ピンク色)が簡易書留で送付されます。現在使っている若草色の保険証は8月1日以降に、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。



新しい保険証

後期高齢者健康診査の受診を

6月下旬から順次、三重県後期高齢者医療広域連合から受診券を発送していますので、11月までに受診してください。5月～8月に被保険者になる人には、8月以降に順次受診券を送付します。

自己負担額 住民税課税世帯の人500円、住民税非課税世帯の人200円

※詳しくは、広報津6月16日号と同時配布の「平成25年度津市がん検診と健康診査のご案内」、または受診券に同封の案内文書をご確認ください。

問い合わせ

保険医療助成課後期高齢者医療担当

☎229-3285

三重県後期高齢者医療広域連合

☎221-6883